

平成17年度
国際協力機構 監事監査意見
(報告書)

平成18年9月
独立行政法人国際協力機構
監事 庵原 宏義
監事 船渡 享向

目 次

1	監査の方法	1
2	監査の視点	1
3	監査の実施箇所（実施日）	2
4	監査の結果	2
	（1）財務監査について	2
	（2）業務監査について	2
	（3）留意する事項について	3
	＜調達業務などの競争性向上について、経済性・効率性の視点＞	
1	本邦における機材調達	3
2	在外における現地調達	4
3	プロポーザル方式による契約	4
4	ローカルコンサルタントの活用と内規の作成	5
5	無償資金協力事業の実施促進と入札状況	6
	＜事業効果と業務簡素化の視点＞	
6	緊急援助隊、救助チームの派遣とその成果	7
7	開発プログラムの下で協力隊員が活動する際の留意点	8
8	事業の事後評価終了後のフォローアップ	9
9	帰国研修員のJICA事業支援	10
10	国内施設の利活用率の向上	10
11	本部と在外事務所との事務連絡体制	11
	＜その他＞	
12	年度計画と部署別年間業務計画とのリンケージ	11
13	PCI問題への対応	11

平成18年9月27日

平成17年度監事監査意見（報告書）

独立行政法人国際協力機構

監事 庵原 宏義

監事 船渡 享向

独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、平成17年度における独立行政法人国際協力機構（以下「機構（JICA）」という。）の業務に関して監査を実施した結果は下記の通りです。

記

1 監査の方法

独立行政法人国際協力機構監事監査規程などに定めるところに従い、理事会その他会議へ出席すると共に、定期監査において機構（JICA）の各部・室・局から業務の実施状況を聴取し、必要な文書・資料の提出・閲覧を求めた他、海外実地監査・国内実地監査を行い、詳細な検討を行いました。

また、独立行政法人通則法第38条第1項に規定する財務諸表及び同条第2項に規定する決算報告書については、機構（JICA）から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人である新日本監査法人から監査報告及び業務遂行状況の説明を受けるなどして、検討を加えました。

なお、監査の実施に当たってはその職務を効率的に遂行するため、監事室調査役を補助者としました。

2 監査の視点

（1）法令の順守状況

各種業務は、関係諸法令及び内部規程に従って適正に実施されているか。

（2）中期計画及び年度計画

中期計画・年度計画に基づき作成された各部門ごとの計画と目標は適切かつ健全に設定され、各種業務は適正に実施され、目標を達成しているか。

（3）業務運営の効率化と事務の能率化

組織改革の目標を踏まえて各種事業の効率化・能率化が図られているか。

（4）財務の健全性

財務諸表、事業報告書及び決算報告書は適正に作成され、財務の健全性は確保されているか。

3 監査の実施箇所（実施日）

（1）本部監査

本部（平成18年2月6日～3月1日、平成18年6月14日～6月15日）

（2）海外監査

①ブータン、カンボジア、ベトナム（平成17年7月5日～7月16日）

②ジャマイカ、パナマ、アルゼンチン、チリ

（平成17年7月10日～7月30日）

③ブルキナファソ、セネガル、ガーナ（平成18年1月16日～1月30日）

④ラオス、フィリピン（平成18年3月6日～3月17日）

（3）国内監査

①JICA中部、JICA兵庫（平成17年9月12日～9月14日）

②JICA東北、JICA二本松（平成17年11月16日～11月18日）

③JICA中国（平成18年3月28日～3月29日）

4 監査の結果

（1）財務監査について

ア 平成17年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、事業報告書及び決算報告書は、関係法令、業務方法書その他の規程に従い適正に作成され、機構の財政状況及び運営状況を正しく示していると認められます。

イ 会計監査人である新日本監査法人の監査方法及び結果は妥当と認められます。

（2）業務監査について

ア 各種業務の法令順守状況について

本部、国内機関及び在外事務所の監査において、不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は認められませんでした。

イ 中期計画及び年度計画の達成状況について

独立行政法人化した平成15年10月以降、機構（JICA）は、社会環境の変化、開発途上国におけるニーズの多様化などに的確かつ迅速に対応するため、改革の視点として①現場主義、②人間の安全保障、③効果効率性と迅速性を掲げて様々な改革を行い、成果を挙げてきたと評価します。同機構改革の2年目である平成17年度は、引き続き在外の強化（人員の在外シフト、在外事務所の再編強化）を行う一方、国内においては、国内機関の再編（首都圏3機関の再編とともに、市民参加協力推進の拠点とし

て「JICA地球ひろば」を広尾センターに設置)、現場主義に基づく効果的、効率的な本邦研修の実施などを推進し、計画は順調に実施され、目標はほぼ達成されていると認められます。

ウ 業務運営の効率化及び事務の能率化について

部署別年間業務計画に基づく適正かつ効率的な業務の実施と軽量化・コストの削減についてはその達成状況は概ね妥当であると認められます。

(3) 留意する事項について

前述のように基本的には良好な業務運営が行われているものと認められますが、一層の効果的・効率的な業務を推進するために、以下の点について今後留意していくことが期待されます。

<調達業務などの競争性向上について、経済性・効率性の視点>

1 本邦における機材調達

機構(JICA)の機材供与予算は、平成15年度:7,041百万円、16年度:4,959百万円、17年度:4,907百万円と減少している。また、独立行政法人化以降、現場重視の視点から在外での機材調達(現地調達)が拡充されており、本邦における供与機材(購入金額500万円超(ユニセフ調達を除く))の調達実績は、平成15年度:1,348百万円(106件)、16年度:676百万円(37件)、17年度:893百万円(34件)と、平成15年度実績の50%~66%に落ち込んでいる。

このような発注機会(額を含む)の減少は調達企業の応札意欲に影響を与えた模様で、次の通り競争性の低下を招き、その結果平均落札率(落札価格/予定価格)にも影響を与えかねない状況が生じている。

- (1) 応札者延べ数の減少(平成15年度:502社、16年度:143社、17年度:89社)
- (2) 応札者が1社のみの入札案件が対前年度比35%増加(平成17年度)
- (3) 平均競争倍率の低下(平成14年度:5.86倍、15年度:4.74倍、16年度:3.86倍、17年度:2.62倍)

このような傾向に歯止めをかけ、調達企業の競争入札への参入を促進し、競争性を確保するために、調達部では入札案件の仕様書をホームページから無料でダウンロードできるなどの改善が進められているが、今後、以下の3点を含め、応札しやすい環境の整備など諸対策を更に講じる必要があろう。

- ① 調達企業が幅広く応札できるよう機器の銘柄指定などを極力排除す

る。

- ② 首都圏に加え、主要な政令指定都市でも「調達企業向け説明会」を実施し、「新規参入者の発掘」に一層努力する。
- ③ 一般紙・業界紙で公示するなど、入札の情報提供のあり方を改善する。

2 在外における現地調達

独立行政法人化（平成 15 年 10 月、以下同様）以降、機構（JICA）は成果と効率を重視する現場主義の方針に基づき、在外事務所における現地調達を推進している。現地調達比率（現地調達/機材調達、契約額 200 万円以上）は、平成 14 年度：52%、15 年度：60%、16 年度：71%、17 年度：76%と着実に向上し、また、見積競争方式導入により、現地調達の競争性についても平成 14 年度：28%、15 年度 48%、16 年度：52%、17 年度 57%と着実に改善されており、評価される。

一方、平成 17 年度の調達実績上位 20 の在外事務所の実績数値を調査したところ、中国、エチオピア、ザンビア、フィジー、ニカラグア、ボリビアなど、一部の国では、①事業の緊急性、②国際的な取引に精通しかつ信用力のある企業数が極めて限定されること、③途上国における商習慣上の相違、④地方都市での調達をプロジェクトの効果的実施の観点から余儀なくされたこと、⑤在外事務所の調達業務への経験不足、などの理由により、調達業務のおよそ 50%以上が随意契約となっており、競争性が十分ではないケースが見受けられた。

先に述べた国・在外事務所などを中心に調達業務の質の向上を今後検討する必要があるところ、調達重点対象事務所を選定し、

- ① 調達企業情報整備調査（適格企業リストの作成を含む。）、
- ② 調達支援要員の派遣、
- ③ 調達業務に関する担当者向け研修、

など調達業務に関する助言指導・研修を拡充し、現地調達の競争性向上と事務所の調達機能強化、調達業務の透明性向上を図ることが望まれる。

3 プロポーザル方式による契約

機構（JICA）のコンサルタント契約においては、開発調査の本格調査や無償資金協力の基本設計調査等において、コンサルタントの選定にはプロポーザル選定方式が取られており、一部に価格競争の要素を含めながら基本的にはプロポーザルの内容に対する評価で契約の相手方が決められ、価格交渉を経て随意契約が行われている。

このような契約方式がとられている理由は、海外の事業現場の多様な環境・状況を勘案しつつ、一定の品質を確保するためプロポーザルの内容を

優先していることによるもので、それなりの合理性があると認められる。

そして、価格を加味する場合として、複数のコンサルタントから提出されたプロポーザルの評価点が一定の基準を満たし（プロポーザル評価点が50点以上）、かつ僅差である場合に、その範囲にある業者の見積価格を評価して、プロポーザル評価点に加え、その合計点で点数の高いものを契約交渉の相手方として選定している。

このようなプロポーザル選定方式による平成17年度の選定実績を見ると、全部で232件の契約が締結され、そのうち評価点数差が僅差であるとしてプロポーザル評価点数が2位以下のもので見積価格を加えて評価し契約を締結したものが38件(16%)であった。この38件のうち交渉順位が逆転したものの、すなわち経済的になったものが14件(開封したものに占める割合36%)となっている。

このように価格面を含めた十分な競争が確保されているとはいえない反面、複数見積価格を開封した場合に順位が逆転し、より経済的になっているものの割合は比較的高いものとなっていることを考えると、開封する案件が多いほどより経済的なものとなると認められる。

しかし、現在のように1位のものと評価点が僅差の場合のみに見積価格を複数開封する方式だと、仮に1位のものが高得点の場合、2位以下のもの評価点が、僅差とはならないものの一般的に高得点の場合（品質が保証されていると認められる場合）であっても、見積価格が開封されないという結果になっておのずと価格面を含めた競争性が限定されるきらいがある。

品質を確保しながら今まで以上に競争性を確保していくために、

- ① 一般的に一定の品質の確保が保障されると認められる一定の得点以上の場合、それに該当するコンサルタントの見積価格も併せて評価する、また一定の得点未満の場合、従来通り得点差が僅差である時は、その範囲にある見積価格も評価する、
- ② 現在国土交通省が公共事業を中心に導入している技術と価格の要素を総合的に評価して契約者を決める総合評価落札方式（この場合は品質の確保は技術点の評価を高くすることによって担保される。）を参考にする、

などの点を検討してプロポーザル方式における契約の価格要素の拡大を図ってはどうか。

4 ローカルコンサルタントの活用と内規の作成

在外主導の事業が拡大する中、在外事務所でのローカルコンサルタントの活用(契約額200万円以上)は、平成15年度132件、16年度158件、17

年度 124 件となっている。在外事務所では、調達部の作成した「ローカルコンサルタントの手引き：Guideline on the Contract with Local Consultants」に基づいて、契約業務を現在実施しているが、手引きの内容はプロポーザル方式によるコンサルタントの選定から契約に至るまでであり、進捗のチェック、監督、評価に関する部分は不十分で、その根拠となる規程等は在外事務所で未整備の状況にある。

今後、ローカルコンサルタントの活用は一層活発になると推測されるところ、在外事務所においては、ローカルコンサルタントの選定から評価までの一貫した手続の内規を作成し、より適正な契約業務を進めることが望まれる。

5 無償資金協力事業の実施促進と入札状況

無償資金協力事業のうち、機構（JICA）が実施促進を担当しているのは一般プロジェクト無償、水産無償、貧困農民無償、食糧援助であり、その調達にあたっては資格審査付き一般競争入札制度を原則として採用している。

機構（JICA）が実施促進を担当した平成 16 年度及び 17 年度閣議案件の調達実績、入札状況を調査したところ、全入札件数と平均応札者倍率はそれぞれ「226 件、2.83 倍」から「113 件、2.56 倍」へ、さらに 1 社のみの応札割合は「30.97%、70 件」から「35.96%、41 件」へ、3 社以上の応札割合は「47.35%、107 件」から「26.32%、30 件」へと、いずれの数値も競争性低下の傾向を示している。また、施設（機材を含む）案件に限定すると平均応札者倍率はそれぞれ「2.23 倍」、「2.38 倍」と全入札案件に比べ低く、平均落札率（落札／予定価格）についても競争性は十分担保されているとはいいがたい状況にある。

無償資金協力事業は、（1）単年度予算主義の下で、厳格な工期管理が求められること、（2）治安の悪化など予期せぬリスクが伴うので、後発開発途上国での工事経験が豊富な企業に限定せざるを得ないこと、（3）近年、緊急性の高い案件が増加していること、などの特徴を有しており、経験の乏しい企業が入札に新規参入しにくい状況がある。

今後実施促進にあたっては、事業の質の確保を前提としつつも、次のような対策を講じるなど、調達企業が入札に参加しやすい環境を具体的に整備し、競争性の向上と効率的な援助の実施を一層目指すことが期待されよう。

- ① 地方での企業説明会を開催し、中堅企業の新規参入を促す。
- ② 一般紙に和文で入札公告（入札参加資格審査公告）を掲載するなど透明性の高い公示に努める。

- ③ 中小の規模でかつ実施難度がそれ程高くない入札案件については資格審査基準（企業規模・海外実績・技術力など）を緩和するなど見直しを行う。
- ④ 調達企業が参入しやすいよう入札ロットの細分化や入札期間の延長を妥当な範囲で検討する。

<事業効果と業務簡素化の視点>

6 緊急援助隊、救助チームの派遣とその成果

独立行政法人化以降、救助チームはモロッコ地震災害、タイ・インド洋津波災害、パキスタン地震災害と3度にわたって派遣され、合計121名の救助隊員が7日から11日間にわたって被災地に出動し、被災地の厳しい環境の中で人命救助活動、救助指導、遺体の発見、物資輸送などの活動にあたり、その献身的な活躍ぶりについて内外から高い評価を受けている。

人命救助は「時間との戦い」であり、瓦礫や土砂に埋まった人の生存時間は一般的に72時間と言われている。災害発生後、被災地で如何に素早く救助活動を開始するかが、人命救助に結びつく重要なポイントである。機構（JICA）が派遣を担当する救助チームは、災害発生後、（1）先方政府から受け入れ確認の取り付け、（2）チームメンバーの人選と派遣決定、（3）派遣手続などの準備、（4）民間機による渡航、などを経て現地に到着し、救助活動を開始することとなる。上記のモロッコ地震災害など3ケースの場合、それらに要した時間はそれぞれ54時間、104時間、51時間である。救助チームの成果をより確実なものとするためには一層迅速なチーム派遣を検討する必要がある。

災害発生から災害現場での救助活動開始までの時間を短縮する有効な方策として、経費的な検討、政府レベルでの調整などが必要と思われるが、次の4項目の検討が考えられるであろう。

- ① 先発隊として調査チームを派遣し、先方政府・被災現場の受け入れ態勢を促進すると共に、先方政府の了解が得られれば直ちに救助チームとなって人命救助活動を行う。
- ② 将来の災害援助のあり方を見据えた地域毎の人的ネットワークの構築等に努める。
- ③ 救助チームの輸送に当たり、これまでは民間機の使用に限定していたが、必要に応じ利便性の高いチャーター便を活用する。
- ④ 緊急援助活動の中で復旧・復興までのシームレスな支援をも意識した活動を行う。

7 開発プログラムの中で協力隊員が活動する際の留意点

これまで青年海外協力隊の活動は、政府レベルのボランティア支援プログラムとして取り扱われ、在外においても、要請の取り付けから実施・評価に至るまで技術協力プログラムとは別の事業として実施されていた。

機構（JICA）においては、独立行政法人化以降、援助現場を重視する方針の下、協力隊活動は技術協力の観点からも大きな成果を挙げているとの評価が高まり、開発プログラムの中に協力隊事業を可能な範囲で組み込み、他の援助案件と補完・連携し、相乗的な成果をもたらす方針が打ち出されている。上記方針に基づく事業展開は援助の効率性・成果重視の視点から望ましい方向と思われるが、これを推進するに当たり、協力隊員の派遣の仕組みの一部を改善すると共に、協力隊員を現地で指導し支援する協力隊調整員の役割向上を目指す必要がある。

(1) 現地引継ぎ制度の確立と登録制の強化

隊員活動が協力プログラムの中で位置付けられる場合、これまで以上に目的と業務内容（T/R）を明確にすると共に、業務の達成に向けた具体的な活動とその具体的な成果が求められることとなる。アフリカ地域のように社会や技術的背景の異なる地域では、その活動が成果を生じるまでには長時間要することも多いと予想され、隊員派遣には一層の一貫性、継続性、チームワークの強化が求められる。

しかし、協力隊員が派遣されるにあたり、①要請背景調査、②先方政府からの要請書受け取り、③本邦での募集・選考、④派遣前訓練、⑤途上国現地への赴任、などの準備と諸手続きが必要であり、このために少なくとも1年程度の期間が必要となる。

開発プログラムの中で隊員派遣を行う場合、業務内容を一層明確化すると共に、要請開拓は、要請背景調査から派遣に至るまでに長時間要することなどを念頭に置いて行う必要がある。

また、隊員を同じ配属先に継続派遣する場合、現地での引き継ぎ期間を十分に取るために、例えば、平成15年度1次隊の後任には17年度1次隊ではなく16年度3次隊で要請するなど、計画的な派遣準備を行って、新旧隊員の現地での引き継ぎが可能となるように改善すべきである。その際、必要に応じ登録制度を強化することも効果的な継続派遣を確保する上で有効な対策となろう。

(2) ボランティア調整員の意識向上

ボランティアの活動がJICA全体のプログラムアプローチの中に位置付けられている場合において、それを現場で支援する調整員は、これまで以上に技術協力の内容や仕組み、さらに開発課題にも精通する必要がある。

派遣前の研修や事務所におけるオン・ザ・ジョブ・トレーニングを充実

し、調整員に対し JICA 事業全体の視点に立って行動するという認識や開発課題に関する知識を植えつけていくことが望ましい。

8 事業の事後評価終了後のフォローアップ

現在機構（JICA）では、技術協力プロジェクトについては概ね終了3年後の事後評価を行い、その効果の判定を行うとともに、その成果を当該事業あるいは他の事業へフィードバックさせている。

そして、更に、3年以上経過したものについては、相手国政府の要請に応じて、機構（JICA）が調査を行ったうえで必要に応じて事業で使用する機械器具の破損に対する修理、機具交換等のハード面等で、比較的小額の投入で回復可能なものに対しフォローアップ事業を行っている。また、開発調査においては、事後評価後6年間にわたり事業効果の判定に必要な点について、担当コンサルタントや相手国政府からアンケートをとったり、必要に応じてローカルコンサルタントに調査をさせる方法で事業をフォローアップしている。因みに平成17年度に実施されたフォローアップ事業のうち、事業終了後10年以内（事後評価終了後7年以内）の事業を対象とした技術協力プロジェクトは11件となっている。毎年35件程度が終了していることから、終了後10年以内の案件の30%程度がフォローアップ事業の対象となっている傾向にある。しかし、機構（JICA）では、事後評価が終了した後の事業効果を把握するような制度がないため、フォローアップ事業では対応しきれない事業も含め、フォローアップを必要としているすべての事業に対して適切な対応が取られているのか捕捉し切れていない状況にある。

現在、公的資金を使用して行われた事業が当初の目的通り効果を発揮しているのか、という点は、機構（JICA）、行政当局のみならず国会、マスコミ、国民等の大きな関心事になっている。このような観点から、終了後相当期間経過した事業に対してその事業効果を把握し、その結果を一元的に管理した上で、追加支援を必要とする際の適切な投入を判断する制度を作ることが肝要かと思われる。

このような状況のもと、この問題を解決するためには、各在外事務所において一定の期間（事業に応じて異なることもありうる。）当該事業の状況をフォローすることが出来ればいいのだが、事務所においては、事務所の規模にもよるが一般的には、毎年、新規、継続案件を多数抱え、また在外主導が進む中事務量は増加の一途をたどっており、事務所が独自に過去の案件を調査しフォローアップを行うことは、更なる事務量の増加を招くこととなり、かなり困難と思われる。したがって、極力事務所の負担を増やさない方向、例えば、事業の効果を確認できる書類等を、事業に応じて、効果の確認までの必要な期間を検討し、その期間まで相手方から提出して

もらったり、また開発調査の手法を参考にするなどして検討してはいかがか。

9 帰国研修員の J I C A 事業支援

日本の技術や制度について学んだ研修員は、帰国後、途上国のそれぞれの組織に戻り、研修成果を具体的に業務に反映させており、途上国社会から高い評価を受けている。在外事務所では、それらの帰国研修員を支援するため、フォローアップ事業として、同窓会を組織して連携を深め、技術支援や文献提供、研修成果の普及支援、同窓会の開催など様々な活動を行っている。

しかしながら、帰国研修員の J I C A 事業への参画・支援との視点で見ると、機構（J I C A）と関連した業務に直接関与し具体的に貢献している帰国研修員は、カウンターパート研修で来日した人が中心であり、それ以外の帰国研修員の場合、研修員の来日前オリエンテーションの一部を受託したケースなどを除くと、ごく限られた状況にある。

在外事務所では、在外主導で開発課題プログラムを設定し、より戦略的で事業効果の高い援助を目指しているところ、現地に駐在する専門家などの J I C A 関係者に加え、現地の状況と開発課題に精通している帰国研修員を援助プログラムのパートナーとして位置付け、関連する分野の現地事情の把握・人脈作りなどを含め様々な支援を受けることは、J I C A 事業の効果を一層高める上で極めて有効であろう。帰国研修員の本来業務に支障のない範囲で、J I C A 事業への参画（側面支援）を求める枠組みを積極的に検討することが望ましい。

10 国内施設の利活用率の向上

機構（J I C A）は 18 の国内機関（11 の国際センターを含む）を有し、研修員の受入に加え NGO 活動の支援、自治体・教育機関との連携、市民向け広報活動など市民参加協力を積極的に行っており、その結果として施設利用者数は 304,050 人（平成 15 年度）から 324,123 人（17 年度）と年々向上しており、評価される。

一方、11 の国際センターについては、研修員の滞在経費 5%削減（中期計画）に基づく研修日程の効率化を図ったこともあり、研修員の受け入れ人数が増えない中、本邦滞在日数（平成 15 年度 55.4 日から 17 年度 49.3 日）が減少した結果、入館率（宿泊日数／宿泊施設規模）は平成 15 年度の 65.2%から 17 年度には 62.2%に低下している。また、この傾向は今後も続きかねない状況である。

一部の国際センターでは、①研修員受け入れの平準化、②ホテルや他の宿泊施設での滞在を可能な範囲で少なくすること、③市民参加協力事業と

連携してセミナーなどイベントを開催すること、など入館率の維持・向上に努めている。このような入館率改善の対策は効果的と思われるところ、各国際センターではこれら成功事例を共有し、更なる入館率の向上に向けた対策を国際センター全体で検討すべきであろう。

1 1 本部と在外事務所との事務連絡体制

本部と在外事務所の意思疎通は、メールの普及・テレビ会議の普及により、これまでの電話・FAX・公文書に限定されていた事務連絡体制と比べ、量的には大幅に改善され、業務の効率化と事業効果の発現に役立っている。

その一方、本部からメールによる関連情報の送付、非公式な問い合わせ、情報収集依頼などが急増し、所員数の少ない中小事務所では情報過多と調査回答の作成に忙殺されるケースも多く、本来業務に支障を生じかねない状況にある。また本部から在外事務所に送付される事務連絡・公文書には依然として英文化が不徹底なものも散見され、ナショナルスタッフの効率的な活用に支障が生じている。事務連絡のあり方について、業務の合理化・簡素化の視点から一層の工夫・改善が望まれる。

<その他>

1 2 年度計画と部署別年間業務計画とのリンク

機構（JICA）では、独立行政法人化にあわせて、部署ごとに年間の業務計画を策定する部署別年間業務計画の仕組みが導入され、達成目標に基づく計画的な業務運営や組織全体の中期計画・年度計画と各部の業務とのリンクが意図されている。ただし、実際には中期計画・年度計画の内容は個別の部署を単位に展開することが困難な事例も多く、必ずしも中期計画・年度計画と部署別年間業務計画は十分リンクしたものとなっていない部分もあり、結果的には、中期計画・年度計画の取りまとめは、部署別年間業務計画とは別に行っている。

両者のリンクが進み、同一の目標の下に業務の遂行とモニタリング、評価が可能となれば、目標達成に向けた業務運営のプロセスが明確化し、業務管理も効率化することが期待できる。

このため、次期の中期計画期間に向けて、個別の部署だけでは対応しきれない問題をどうするかなどを含めて、中期計画・年度計画と部署別年間業務計画とのリンクをいっそう深めることを検討することが望ましい。

1 3 PCI問題への対応

(1) 事態の概要

コスタリカ国における開発調査「コスタリカ国テンピスケ川中流域農

業総合開発計画調査」案件において、機構（JICA）が契約を締結したパシフィックコンサルタンツインターナショナル（以下「PCI」という。）と同社が業務の再委託をしたコスタリカ国土地地理院の間の取引において、同地理院への資金振込等について不明朗な点があるとの相手国からの資料提出依頼があった。

これに端を発しその後、機構（JICA）において過去5年間（平成12年度から16年度）PCIが受注したすべての現地再委託業務を含む業務実施契約案件数を調査したところ、その対象は上記農業案件を含め51ヶ国85案件451再委託契約あることが判明した。このうち、機構（JICA）の在外事務所が存在せず現地の状況が伝わりにくい国で実施された案件を中心に11ヶ国11案件の現地再委託業務について現地で再委託先への確認調査を行ったところ、コスタリカの上記農業案件1件（不正金額19,568,928円）に加え、新たに4ヶ国4案件（同15,361,089円）において、契約の水増し、契約の相手方が存在しない架空の契約があるなどの不正行為が判明した。

その事態を踏まえ残りの全案件についても調査を行った結果、更に11ヶ国13案件において経理処理や精算手続きが適切でなかった事態（これらにかかる金額は現在精査中）が判明した。ただし、PCIは、この11ヶ国13案件にかかる金額については、事業に必要な他の経費に流用したり、再委託する予定であった業務そのものを自ら実施したと説明をしており、機構（JICA）としては、今後PCIが実施した業務の内容、証憑等の精査を引き続き行い、不正金額があるか否かの検討を行い、あればその額の確定の作業を行うとともにその返還請求を行うことが必要となる。

結局、全体として15ヶ国18案件で、不正も含めた不適切な経理処理（コスタリカ国ほか4ヶ国4案件にかかる金額34,950,544円及び現在精査中の11ヶ国13案件にかかる金額）が行われていたこととなる。

（2）機構（JICA）のとした措置

ア 指名停止措置

当初2ヶ月の指名停止措置をとったが、調査結果の事態の進展に応じて、停止期間の延長を行い、最終的には規程上最も長い18ヶ月（平成16年9月15日から18年3月20日まで）の指名停止措置をとった。

イ 不正請求額の返還

調査の結果、当該プロジェクトの経費に充てられたと認められる一部の金額を除き、確認できないものについてはすべて不正金額として利息及び消費税分を加算し返還させることとした。（既に不正金額として確定した、コスタリカ国農業案件ほか4ヶ国4案件の34,950,544円については、その額に利息及び消費税分を加算した額48,541,853円を

返還させている。)

ウ 再発防止策

再発防止策については、外部有識者を交えた検討委員会での審議結果を踏まえて、現地再委託契約の事後のチェックの強化と事前手続きの合理化・効率化等の両面から見直しを行って、その結果、従来の再委託契約手続き要領を改訂し、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」として取りまとめ、機構（JICA）職員、コンサルティング企業に説明を行い、ホームページでも公表を行っている。

改正の主な点は次の通りである。

① 事後チェックを強化するための措置

- a 現地再委託業務について、業務完了後一定の基準により抽出し、第三者機関を利用して検査を行う。
- b コンサルタントが現地再委託業者と契約締結後は、再委託先への事実確認など現地再委託契約内容の確認を行う。
- c 検査の前提の全体契約完成時の報告書とは別に、現地再委託業務完了時に再委託業務にかかる部分の報告をコンサルタントに求め、成果品の確認を行う。

② 事前手続きの効率化等の措置

- a 現地の受託能力のある現地業者や価格等の事前調査において、その拡充等を図り有用なデータをコンサルタントに提供するとともに、再委託についてより精度の高いプロポーザル作成が可能となるように業務指示書の一層の明確化に努める。
- b 被援助国側の事業環境の変化にも柔軟に対応できるように、ややもすれば形骸化していた現地再委託契約の事前の審査・承認手続きを廃止する。
- c 1,000 万円以上の現地再委託契約を締結するなどの場合は原則として機構（JICA）職員が立ち会う。

等が主な変更点である。

このような再発防止策がとられることにより、基本的に同種事態の再発は防止できる体制は整ったと思われるが、その実効性を確保するために、今後の厳正、かつ、的確な運用が望まれるところである。

また更に、不正金額の確定していないものについては早急に精査を行い、返還額を確定させる必要があると認められる。